

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 64

[事務局] 稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16番2号

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

ちょっとまって！

# 身に覚えのないメールは 開かない！

一度個人情報が出回ってしまうと、その情報は悪用されることが考えられます。急に大量の迷惑メール、架空請求などが届くこともあります。

こんな  
架空請求メールに注意！

## 【事例1】

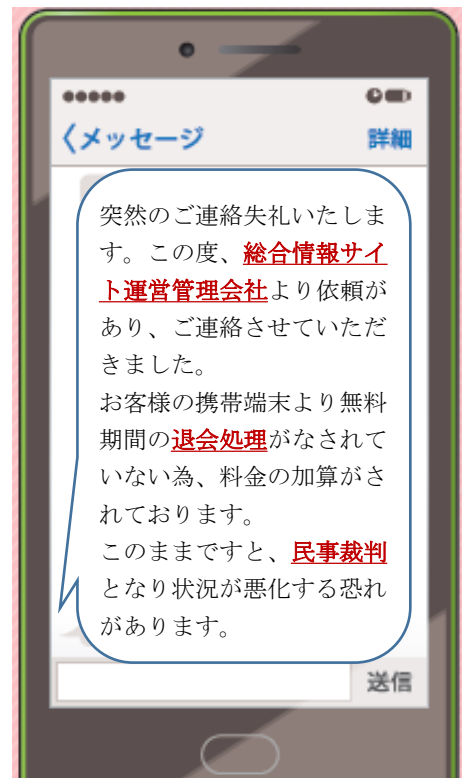
数日まえからスマホに出会い系サイトや架空請求などの迷惑メールが1,000件くらい届くようになった。サイト等に登録した覚えはない。

(10代 男性)

## 【事例2】

見知らぬ事務所名でサイト料が未納になっているとのメールが届き連絡を取ったところ、弁護士を名乗る人物に40万円を請求され指定の封筒で送金した。さらに電話で600万円を請求された。支払うべきか。

(30代 女性)



ここに  
注意！



(情報提供:北海道立消費生活センター)

- ◎ 知らない人からのメールを安易に開かない！連絡を取ったり個人情報は入力しない！
- ◎ メールに記載されたURLをクリックしたり、電話番号に連絡しない！
- ◎ 不特定多数の人が利用できる暗号化されていない無線LANスポットでは通信内容を簡単に傍受されるので、大切なログイン情報やパスワード等は入力しないようにしましょう。

# 5月は消費者月間 ～デジタルで一步先へ～

《全国統一テーマ》 デジタルで快適、消費生活術

～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～



※ 社会のデジタル化が進むことによって、多様なコミュニケーションやサービスの利用が可能となったことに伴い、SNSなどによる情報収集・発信やオンライン消費の普及等、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大しています。一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しており、デジタルサービスの仕組みやそのリスクの理解、様々な情報の正確さを見極める力や、適切に活用するための情報モラル等を身に付けることが必要です。

消費者が、行政や事業者等から得た情報を使って、自分の生活に必要なデジタル技術のノウハウを蓄え、活用していくことで、トラブルを避けながら、デジタル社会の恩恵を享受し、より豊かな消費生活を安全・安心に営むことができます。

そこで、それぞれの消費者が消費生活のデジタル化を快適に進めていくきっかけとなるよう、統一テーマを掲げます。



・★・ 消費者月間 パネル展を開催します ・★・

◇ 5月 1日～5月15日：【図書館・エントランス】

◇ 5月16日～5月31日：【キタカラ・アトリウム】

## 相談事例（稚内市消費者センター）

### ◆ 気軽なネット購入は注文画面をよく確認しましょう!!

#### 【相談事例】

スマホでインターネット中に見かけた広告で、お試し価格2,000円の洗顔フォームを注文した。定期購入で縛りはなく2回目から2本6,000円程になり、次回発送予定日7日前までに連絡すると解約できると認識。初回の商品が届き、すぐに2回目が届いたが洗顔フォームが6本入っていた。納品書には11,880円と記載され1年間で4回届く定期購入になっていた。解約したいが出来なかった。



#### 【対処】

通信販売は特定商法において広告に表示する事項が定められていて、解約・返品については広告や申し込み画面の内容に原則従うことになる。また、その内容に納得して購入したと判断されることを説明。センターで何度か事業者へ確認したが定期4回までは解約できないとのことだった。相談者は「説明をよく読まず購入したので直接電話で交渉してみる」との返答、交渉し問題があったら再度相談くださいと伝えた。

困った時には、稚内市消費者センターへご相談ください。

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133・FAX 0162-23-4134



### ☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】：5月14日・6月11日・7月9日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

○ 相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。

◆ 稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ 電話（直通）23-6413